

防火設備 定期報告制度のお知らせ

建築基準法第12条では、安全上・防火上・衛生上重要な建築物や建築設備等については、所有者や管理者は、定期に有資格者に調査・検査をさせ、特定行政庁に報告することが義務付けられています。

防火設備の定期報告制度は、国が指定する防火設備について、それら防火設備の性能・機能が適切であるかを検査資格者が毎年1回検査し、その結果を神戸市に報告する制度です。

1. 建物の防火設備は、報告の対象ではありませんか？

あなたの所有又は管理する建築物が、防火設備の定期報告の対象となる建築物に該当するか、**別紙1**の『定期報告の対象となる防火設備』で確認してください。

防火設備の定期報告対象建築物である場合は、定期報告をお願いします。なお、消防法に基づく点検報告とは別の制度です。

2. 定期報告の流れ

★報告者：建築物の管理者

※管理者とは、所有者からその建築物について維持管理上の権限を委任されている方。

★防火設備の検査資格者：一級建築士、二級建築士又は防火設備検査員の資格を有する方

報告者 対象となる防火設備の有無を確認のうえ、検査資格者に検査を依頼してください。
↓
※本紙の内容について検査資格者と十分に確認してください。

検査資格者 ①定期報告対象防火設備を検査してください。
②上記検査結果、是正の状況・結果を踏まえ、報告書等を作成してください。
③検査資格者が、報告書（正本・副本）を神戸市に提出してください。

神戸市 ・報告書等を受け取り、内容を確認します。
・報告内容に不足等なく適正な場合は、受付印を押印し、報告書（副本）を返送します。

↓
検査資格者 ・報告者に、報告書（副本）を渡して検査結果等を伝えてください。
・要是正の指摘がある場合は、改善計画について助言してください。

↓
報告者 ①指摘のない場合は、引き続き適正な維持保全に努めてください。
②要是正の指摘（既存不適格除く）がある場合は、改善計画書を作成し、提出してください。
③要是正内容の改善を実施し、完了後に改善完了報告書を提出してください。
(様式は神戸市ホームページからダウンロードしてください。)

3. 報告の時期と提出先

①受付期間：令和6年8月1日(木)～11月29日(金)

②提出先：

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル 5階

神戸市 建築住宅局 建築指導部 建築安全課 設備担当（窓口⑪）

③提出方法：郵送 または e-KOBE（オンライン）

別紙2 参照

④留意点

※検査後3月以内に報告する必要があります。

（例）6月に検査した場合、9月までに報告してください。

※11月下旬は報告書提出が集中しますので、できる限り点検後速やかに報告してください。

4. ホームページのご案内

神戸市のホームページに、下記の内容を掲載していますので、ご覧ください。

- ・報告書等の各種様式のダウンロード
- ・定期報告に関するよくある質問と回答（FAQ）
- ・提出書類の作成要領

神戸市 定期報告 指定建築設備・防火設備

検索

URL <https://www.city.kobe.lg.jp/>

ホーム > 事業者の方へ > 各種届出・規制等 > 建築住宅局 > 建築指導部 > 建築関連の手続き > 定期報告（指定建築設備・防火設備）

5. 問合せ先（担当部署）

部署名：建築住宅局 建築安全課 設備担当（窓口⑪）

住 所：神戸市中央区浜辺通2-1-30 三宮国際ビル 5階

電 話：078-595-6563

Eメール：houkoku_s@office.city.kobe.lg.jp

定期報告の対象となる防火設備

表の用途に供する建築物でその用途に供する部分が表の規模又は階に該当するものに設ける防火設備（外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。）

用　　途		規　模　又　は　階 ※該当する用途部分の床面積が200m ² 以下のものは対象外
A-1	劇場、映画館、演芸場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100m ² を超えるもの ② 3階以上の部分で100m ² を超えるもの ③ 客席部分が200m ² 以上のもの 又は、左の用途に供する建築物※1で、主階が1階にないもの
A-2	観覧場（屋外観覧場は除く）、 公会堂、集会場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100m ² を超えるもの ② 3階以上の部分で100m ² を超えるもの ③ 客席部分が200m ² 以上のもの
B-1	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、 共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る）、 寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る）、 就寝用途の児童福祉施設等 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）その他これに類するもの※2 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、 ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る）の用に供する施設※3	左の用途に供する部分の床面積が、次の①から③のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100m ² を超えるもの ② 3階以上の部分で100m ² を超えるもの ③ 2階の部分で300m ² 以上のもの※4 又は、左の用途に供する部分の床面積が、次の④に該当する建築物 ④ 建物全体で200m ² を超えるもの (注：④については※1の建築物に限られない。)
B-2	旅館、ホテル	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100m ² を超えるもの ② 3階以上の部分で100m ² を超えるもの ③ 2階の部分で300m ² 以上のもの
A-3 ※5	体育館、博物館、美術館、図書館、 ボーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、 スポーツの練習場	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 3階以上の部分で100m ² を超えるもの ② 建物全体で2,000m ² 以上のもの
A-5 C-3	百貨店、マーケット、展示場、 キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、 公衆浴場、 待合、料理店、飲食店、 物品販売業を営む店舗（床面積が10m ² 以内のものを除く）	左の用途に供する部分の床面積が、次のいずれかに該当する建築物※1 ① 地階の部分で100m ² を超えるもの ② 3階以上の部分で100m ² を超えるもの ③ 2階の部分で500m ² 以上のもの ④ 建物全体で3,000m ² 以上のもの

※1 避難階のみにあるものは対象外。（避難階とは直接地上へ通じる出入口のある階をいう。）

※2 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

※3 障害福祉サービス事業の用に供する施設は、利用者の就寝の用に供するものに限る。

※4 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

※5 学校に附属するものを除く。

報告書の提出方法（防火設備）

	郵送による提出	e-KOBE を利用した オンライン提出
提出書類等	<p>①報告書の表紙2部（正・副） 神戸市様式・表紙（防火設備）</p> <p>②概要書1部 定期検査報告概要書</p> <p>③定期報告書2部（正・副） 定期検査報告書（防火設備）</p> <p>検査結果表</p> <p>検査結果表別添1（検査結果図）</p> <p>検査結果表別添2（関係写真）</p> <p>※①～③はHP様式のエクセルシートを使用してください。</p> <p>④図面等</p> <p>付近見取図</p> <p>配置図</p> <p>系統図・各階平面図 (要是正箇所を明記)</p> <p>⑤ご担当者の連絡先</p> <p>会社名・氏名・電話番号・メールアドレス等 (任意様式、御名刺でも可)</p> <p>⑥返信用のレターパック又は封筒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛先を記入してください。 ・必要な切手を貼ってください。料金が不足しないようにご注意ください。 ・副本が入る大きさ厚さとしてください。 	<p>※事前に利用者登録をしてください。</p> <p>① HP 様式の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火設備定期検査報告書 ・検査結果表別添（関係写真） <p>の各シートに必要事項を入力の上、添付してください。</p> <p>② 10MB 以内の PDF ファイルにして、添付してください。</p> <p>e-KOBE に登録した連絡先となります。</p>
送付方法	上記①～⑥をレターパック（プラス・ライト）、簡易書留などの記録が残る方法で送付してください。	上記①～②を e-KOBE で送信してください。
質疑・修正等がある場合	<p>担当課で書類を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書類に不備がある場合 <p>上記連絡先ご担当者様に確認・修正等の連絡をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修正等の上、書類を送付してください。 (メール・郵送) 	<p>e-KOBE に登録したメールアドレス宛に確認・修正等の連絡をします。</p> <p>修正等を e-KOBE にて行ってください。</p>

返送方法	表紙に受理印を押印の上、同封のレターパックにて①と③の副本を返送します。	表紙に受理日を記載の上、e-KOBE にて送付します。期間内にダウンロードしてください。 (返却は、受理日と指導内容を記載した ①表紙のみとなります。)
提出先・問合せ先	〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1-30 三宮国際ビル5階 神戸市建築住宅局建築安全課 設備担当（窓口⑪） 電話番号：078-595-6563	下記 e-KOBE の案内を参照してください。
メールアドレス： houkoku_s@office.city.kobe.lg.jp		

※指定建築設備・防火設備の提出は郵送又はe-KOBEを利用したオンライン提出としてください。

※郵送による報告書の受付は防火設備・指定建築設備のみです。特殊建築物報告書の郵送受付は行っておりません。

※メールによる報告書の受付は行っておりません。（特殊建築物・指定建築設備・防火設備）

e-KOBE の案内

- ・今年度よりe-KOBEを利用して指定建築設備・防火設備定期報告のオンライン提出ができます。
 - ・e-KOBEを利用するには登録が必要です。個人・事業者のどちらでの登録も可能。
- 詳細は下記ホームページを参照してください。

- ・e-KOBE（神戸市スマート申請システム）の登録・全般に関すること

神戸市 e-KOBE 検索

URL <https://www.city.kobe.lg.jp/>

ホーム > 手続き・届出 > 電子申請 > 電子申請

URL <https://lgpos.task-asp.net/cu/281000/ea/residents/portal/home>



- ・e-KOBEで防火設備・指定建築設備の定期報告を提出される場合の手順

神戸市 定期報告 指定建築設備・防火設備 検索

URL <https://www.city.kobe.lg.jp/>

ホーム > 事業者の方へ > 各種届出・規制等 > 建築住宅局 > 建築指導部 >

建築関連の手続き > 定期報告（指定建築設備・防火設備）→

オンライン申請

